

医師修学資金貸付条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

医師修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来公的病院等において医師の業務に従事しようとする者に対して医師修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、公的病院等の医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学で県内に所在するものをいう。
- (2) 公的病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関で県内に所在するもの又は知事が別に定める機関をいう。
- (3) 入学金等 大学の学則の規定により入学の際に納める入学金その他の費用で授業料以外のものをいう。

(貸付け)

第3条 修学資金は、大学において医学を履修する課程に在学する者（知事が別に定める方法により入学した者に限る。）で将来公的病院等において医師の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

(保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付金額)

第5条 修学資金の貸付金額は、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに4,200,000円の範囲内で知事が定める額とする。ただし、借受者が入学した日の属する年度の貸付金額は、入学金等（5,300,000円を限度とする。）を加えた額とすることができる。

(貸付方法)

第6条 修学資金は、貸付けを開始した年度から借受者が大学を卒業する年度までの間において正規の修学年限を超えない期間、毎年度、4月末日までに貸し付けるものとする。

(貸付けの廃止)

第7条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを廃止するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(貸付けの休止)

第8条 知事は、借受者が休学し、若しくは停学の処分を受け、又は進級できなかつたこと等により同一学年の課程を再度履修する場合は、当該同一学年の課程を再度履修する年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還)

第9条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定により貸付けを受けた修学資金の総額（以下「貸付額」という。）に医師の免許を受けた日の属する月の翌月の初日から当該各号に掲げる事由の生じた日までの期間（第11条第2号に該当する期間を除く。）の日数に応じ、当該貸付額に係る年9パーセントの利息に相当する額（以下「利息相当額」という。）を合算した額を当該事由の生じた日の属する月の翌月（以下「起算月」という。）の末日までに返還しなければならない。ただし、これによることができない場合は、起算月から貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかつた修学資金に係る期間を除く。）に相当する期間内で規則で定める日までに、年賦の元利均等払により返還をすることができる。

- (1) 第7条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたとき。
- (2) 大学を卒業した後知事が別に定める期間内に医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験（以下「試験」という。）に合格しなかつたとき。
- (3) 試験に合格した後知事が別に定める期間内に医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を行わなかつたとき。
- (4) 臨床研修を行った後知事が別に定める期間内に公的病院等において医師の業務に従事しなかつたとき。
- (5) 知事が別に定める期間内に公的病院等において医師の業務に従事した期間が通算して9年に満たなかつたとき。

2 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

3 利息相当額及び前項の遅延利息の額の計算につき年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(返還等の免除)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）を免除することができる。

- (1) 知事が別に定める期間内に公的病院等に通算して9年間医師の業務に従事したとき。 貸付額及び利息相当額の全部
- (2) 前号に該当する場合のほか、知事が別に定める期間内に公的病院等に通算して1年以上医師の業務に従事したとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (3) 公的病院等において医師の業務に従事する期間中に死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由により前条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するとき。 貸付額及び利息相当額の一部
- (5) 前各号に規定するもののほか、特別の事情があると認めるとき。 貸付額及び利息相当額の全部又は一部
(返還等の猶予)

第11条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額の返還及び利息相当額の支払に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 公的病院等において医師の業務に従事しているとき。
- (2) 臨床研修を行うとき。
- (3) 大学の研究室その他の医学に関する研究機関において研究するとき。
- (4) 災害、病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき。

(補則)

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。